

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 1 号
件 名	市民病院は情報開示を適正に行うことについて
要 旨	<p>情報開示は、民主主義の根幹をなすものである。市民病院は、開業開始の平成 19 年からカルテの開示漏れが発覚した昨年までの間、カルテの画像の一部を開示しなかった。カルテの開示請求をしたほぼ全ての者に対して、開示しなかった。市民病院は、開示しなかった期間をしばらくの間とし、開示漏れを単なるミスと文書回答している。カルテ開示に携わる職員全員が、システムの操作を知らなかったのである。</p> <p>10 月 29 日の口頭意見陳述の際、病院は「開示漏れの件数はわずか」と説明したが、画像は 1 回だけの撮影で終了するのはまれで、手術、経過観察等の必要な都度、撮影される。市民病院は、撮影されるたびに上書きされて、前の画像は自動的に別に保管されている。</p> <p>上記のとおり、カルテ開示請求者のほとんどの者に対して開示漏れがあったと認められる。開示漏れの調査も、開示漏れ者に対する連絡も全くしていない。開示漏れの理由もはっきりしていない。</p> <p>以上のことから次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民病院は情報開示に当たっては、制度に基づいて適正に対応すること。 2 市民病院はカルテ開示マニュアルを遵守すること。 3 市民病院は職員の業務管理を徹底すること。
付 託 年月日 委員会	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>第 1 項</p> <p>令和元年 12 月 12 日</p> <p>第 3 項</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</div> <p>市民厚生常任委員会</p> </div>
受 理	令和元年 12 月 3 日 第 495 号